

令和3年 第2回天城町議会定例会

第 4 日

令和3年6月18日（金曜日）

令和3年第2回天城町議会定例会議事日程（第4号）

令和3年6月18日（金曜日）午前10時開議

開議

- | | | | |
|--------|---------------------------|--|-------|
| ○日程第1 | 議案第35号 | 天城町町営バンガローの設置及び管理に関する条例の制定について | 町長提出 |
| ○日程第2 | 議案第36号 | 天城町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例について | 町長提出 |
| ○日程第3 | 議案第37号 | 天城町税条例の一部を改正する条例について | 町長提出 |
| ○日程第4 | 議案第38号 | 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について | 町長提出 |
| ○日程第5 | 議案第39号 | 天城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について | 町長提出 |
| ○日程第6 | 議案第40号 | 天城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について | 町長提出 |
| ○日程第7 | 議案第41号 | 天城町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について | 町長提出 |
| ○日程第8 | 議案第42号 | 天城町獣肉処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について | 町長提出 |
| ○日程第9 | 議案第43号 | 天城町徳之島用水基金条例を廃止する条例について | 町長提出 |
| ○日程第10 | 議案第44号 | 第6次天城町総合振興計画《AMAGI—VISION》の策定について | 町長提出 |
| ○日程第11 | 議案第45号 | 令和3年度天城町一般会計予算補正（第3号）について | 町長提出 |
| ○日程第12 | 議案第46号 | 令和3年度天城町国民健康保険事業特別会計予算補正（第1号）について | 町長提出 |
| ○日程第13 | 議案第47号 | 令和3年度天城町介護保険事業特別会計予算補正（第1号）について | 町長提出 |
| ○日程第14 | 議案第48号 | 令和3年度天城町徳之島ダム小水力発電特別会計予算補正（第1号）について | 町長提出 |
| ○日程第15 | 議案第49号 | 令和3年度天城町水道事業会計補正予算（第1号）について | 町長提出 |
| ○日程第16 | 陳情第5号 | ゆたかな学び実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について | 委員長報告 |
| ○日程第17 | 発議第1号 | 天城町議会会議規則の一部を改正する規則について | |
| ○日程第18 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について | | |
| ○日程第19 | 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について | | |
| ○日程第20 | 議長の辞職について | | |

令和3年第2回天城町議会定例会議事日程（第4号の1）

令和3年6月18日（金曜日）

- 追加日程第1 議長の選挙について
 - 追加日程第2 意見書第1号 教職員定数の改善及び義務教育費
国庫負担制度拡充に係る意見書
(案) について 議員提出
- 閉会

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平岡寛次君	2番	喜入伊佐男君
3番	吉村元光君	4番	奥好生君
5番	昇健児君	6番	大吉皓一郎君
7番	久田高志君	8番	秋田浩平君
9番	上岡義茂君	10番	松山善太郎君
11番	前田芳作君	12番	柏井洋一君
13番	平山栄助君	14番	武田正光君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 柚木洋佐君 議会事務局書記 富山実宝君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	森田弘光君	教育長	院田裕一君
教委総務課長	豊島靖広君	会計課長	上原富一郎君
社会教育課長	和田智磯君	総務課長	禰清次郎君
くらしと税務課長	岸恭聖君	企画財政課長	福健吉郎君
けんこう増進課長	碓本順一君	建設課長	宮山浩君
水道課長	野村秀行君	農業委員会事務局長	伊地知隆治君
農政課長	山田悦和君	農地整備課長	大久明浩君
長寿子育て課長	森田博二君	商工水産観光課長	中秀樹君
選挙管理委員会書記長	米田俊朗君	総務課長補佐	中村慶太君

△ 開議 午前 10 時 00 分

○議長（武田 正光議員）

皆さん、おはようございます。早速でございますけれども、ただいまから本日の会議を開きます。

直ちに本日の日程に入ります。

△ 日程第 1 議案第 35 号 天城町町営バンガローの設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（武田 正光議員）

日程第 1、議案第 35 号、天城町町営バンガローの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

皆さん、おはようございます。

それでは、議案第 35 号、天城町町営バンガローの設置及び管理に関する条例の制定について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、町営大和城バンガローの新築により、設置及び管理に関する必要な事項を条例で定めるものでございます。

これに伴いまして、町営バンガローの管理の一元化を図るため、与名間海浜公園バンガローの設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（武田 正光議員）

これより質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第 35 号、天城町町営バンガローの設置及び管理に関する条例の制定について、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第36号 天城町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を
改正する条例について

○議長(武田 正光議員)

日程第2、議案第36号、天城町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する
条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(森田 弘光君)

それでは、議案第36号、天城町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する
条例について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、天城町肉用牛特別導入事業基金額の令和2年度中の減額に
伴い、一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては、基金造成額の県費返還分3千万円、延滞金納入による増額
58万4千円、差引き2千941万6千円の基金減ということでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(武田 正光議員)

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

討論なしと認めます。

これから議案第36号、天城町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条
例について、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第37号 天城町税条例の一部を改正する条例について

○議長（武田 正光議員）

日程第3、議案第37号、天城町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第37号、天城町税条例の一部を改正する条例について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、地方税法の改正に伴い、天城町税条例の一部改正を行うものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（武田 正光議員）

これより質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第37号、天城町税条例の一部を改正する条例について、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第38号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（武田 正光議員）

日程第4、議案第38号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第38号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、地方税法の改正に伴い、審査申出人及び口述書の提出者への押印を不要とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（武田 正光議員）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第38号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第39号 天城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（武田 正光議員）

日程第5、議案第39号、天城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第39号、天城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い、食事の提供に要する費用について、副食費の免除対象の範囲が変わることから、国の定める基準に基づき、一部改正を行うものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（武田 正光議員）

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○10番（松山 善太郎議員）

質疑というよりも、もうちょっと詳しく説明してもらえますか。

○長寿子育て課長（森田 博二君）

お答えいたします。

今回の条例改正につきましては、内容のほうを、分かりやすく説明いたします。

令和元年度の10月から保育料の無償化ということで、国のほうが定めております。で、満3歳以上の児童に対しては保育料が無償になっております。これに伴いまして、副食費ということですが、いわゆる給食のおかずです、おかずということになります。

これで、新旧対照表のほうで説明いたします。少し時間がかかるかと思ひます。

利用者負担額の受領ということで、この分にかかる分は保護者から取ってもいいですよということで書かれております。

この中で第4項のほうでは、保護者から負担金を取ってもいいですよということで、（3）号になります、食事の提供に要する費用ということでもあります。

その中で、下のほうに、ア、イ、ウとありますが、この分に関しては取ってはいけませんよということでもあります。

アのほうですが、町民税の所得割額によって、食事の提供にかかる分は取ってはいけませんよということでもあります。

（ア）になりますが、法第19条第1項第1号ということで、この分に関しては、3歳以上で教育を受ける者、いわゆる幼稚園です。

（イ）につきましては、保育を受ける者、保育所ということになります。

幼稚園に関しては、所得割額が7万7千101円未満の者からは副食費を取ってはいけませんよということで、保育所に関しては、5万7千700円未満の者に関しては副食費は取ってはいけませんよということでもあります。

イになります。これは、小学校3年生未満の子供が3名以上いる場合、第1子、

第2子を除いて第3子以降につきましては、副食にかかる分は取ってはいけませんよということでもあります。

ウのほうですが、これは3歳未満からは食事の提供は取ってはいけませんということでもあります。

以上です。

○議長（武田 正光議員）

よろしいですか、松山議員。

○10番（松山 善太郎議員）

はい。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第39号、天城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 議案第40号 天城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（武田 正光議員）

日程第6、議案第40号、天城町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第40号、天城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、その提案理由につきましてご説明を申し上げます。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に伴い、一部改正を行おうとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（武田 正光議員）

これより質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第40号、天城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 議案第41号 天城町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について

○議長（武田 正光議員）

日程第7、議案第41号、天城町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第41号、天城町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、天城町農業振興地域整備促進協議会を組織する委員等の所属機関名について現在の名称に改めようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（武田 正光議員）

これより質疑を行います。

○7番（久田 高志議員）

議案第41号について、1つだけお尋ねしたいと思います。

改正前と改正後の（4）、あまみ農業協同組合天城事業本部代表となっておりますが、これは本部長という表現なのか、専務理事という、どちらを指すのでしょうか。その下の森林組合代表となったら代表組合長がいらっしゃると思いますが、あまみ農業協同組合代表であれば組合長がいらっしゃるはずでございます。あまみ農業協同組合という天城事業本部の代表というのは、どちらの方を指すのか確認したいと思います。

○農政課長（山田 悦和君）

お答えいたします。

ただいまのご質問のあまみ農業協同組合天城事業本部代表についてでございますが、協議事項の第2条に定める、第2条の第1項第1号農業振興地域整備計画の策定及び変更に関する事項等について協議を頂くときの委員ということでございますので、その事務的な代表者ということで本部長を想定しております。

○議長（武田 正光議員）

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第41号、天城町農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第42号 天城町獣肉処理施設の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例について

○議長（武田 正光議員）

日程第 8、議案第 4 2 号、天城町獣肉処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第 4 2 号、天城町獣肉処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由のご説明をいたします。

内容につきましては、イノシシ肉の高需要、需要が高まっているということでもありますけど、高需要への対応と狩猟促進のため買取り対象外の下限を 20kg 以下から 15kg 未満へ変更しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（武田 正光議員）

これより質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第 4 2 号、天城町獣肉処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第 9 議案第 4 3 号 天城町徳之島用水基金条例を廃止する条例について

○議長（武田 正光議員）

日程第 9、議案第 4 3 号、天城町徳之島用水基金条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第 4 3 号、天城町徳之島用水基金条例を廃止する条例について、その提案理

由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、徳之島用水事業に係る天城町負担金の償還終了に伴い基金条例を廃止しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（武田 正光議員）

これより質疑を行います。

○3番（吉村 元光議員）

ダム建設償還金が終わりましたこの廃止だと思うんですけれども、補正予算の中にもその余剰金ですか、それを繰入して一般財源化、財政調整基金に積み立てておりますけれども、私は、このダム関係の水管理組合ですね、今後運営していくこれの財政面で非常に不安定というか、今後将来的に見てと思いますので、ただ廃止してその余剰金を一般財源化する、財政調整基金に積み立てるのはいいんですけれども、ほかに基金を作って今後の運営に安定させるための備えをする必要があると思っておりますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

吉村議員のご指摘についてはもっともなご意見だと思っております。

これまでもダムの管理、運営については、議会の皆さん方にもいろいろお知恵を拝借したりしながら運営してきているところであります。

今、現在そのダムにつきましては基金条例を2つ持っております、少し、これが残が少なくなっている違いはありますけれども、その中にまた必要に応じて基金の中に積み立てていくことについては、またこれから議会にも相談しながら対応していきたいと、そのように考えております。

○3番（吉村 元光議員）

今後、大きい建設事業がいっぱい出てきて、予定でありますので、そこら辺で全部一般財源を、底をつくというんですか、少なくなりますと今後そのダム水管理組合が厳しい運営になると思っておりますので、そこら辺りに留意されてそちらのほうも積み立てていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

討論もなしと認めます。

これから議案第43号、天城町徳之島用水基金条例を廃止する条例について、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第44号 第6次天城町総合振興計画《AMAGI—VISION》の策定について

○議長(武田 正光議員)

日程第10、議案第44号、第6次天城町総合振興計画《AMAGI—VISION》の策定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(森田 弘光君)

それでは、議案第44号、第6次天城町総合振興計画《AMAGI—VISION》の策定について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、天城町総合振興計画策定条例第4条の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。

近年、本町を取り巻く環境は、少子高齢化による人口減少の進行など多くの課題に直面しているところでございます。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、終末の兆しも見えない状況下で、サステナブル=持続可能な社会を再構築していくためにはどうあるべきか考える必要があります。

このような中、これからの本町の進むべき羅針盤である第6次天城町総合振興計画《AMAGI—VISION》を策定し、「ユイの心で命つむぐまち あまぎ」を基本理念に、町民協働の下、天城町の発展に取り組んでまいりたいと考えております。

議会の皆様をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（武田 正光議員）

これより質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第44号、第6次天城町総合振興計画《AMAGI—VISION》の策定について、採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

- △ 日程第11 議案第45号 令和3年度天城町一般会計予算補正（第3号）について
- △ 日程第12 議案第46号 令和3年度天城町国民健康保険事業特別会計予算補正（第1号）について
- △ 日程第13 議案第47号 令和3年度天城町介護保険事業特別会計予算補正（第1号）について
- △ 日程第14 議案第48号 令和3年度天城町徳之島ダム小水力発電特別会計予算補正（第1号）について

○議長（武田 正光議員）

日程第11、議案第45号、令和3年度天城町一般会計予算補正（第3号）について、日程第12、議案第46号、令和3年度天城町国民健康保険事業特別会計予算補正（第1号）について、日程第13、議案第47号、令和3年度天城町介護保険事業特別会計予算補正（第1号）について、日程第14、議案第48号、令和3年度天城町徳之島ダム小水力発電特別会計予算補正（第1号）について、以上4件を一括議題といたします。

この4件の議案について提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第45号、令和3年度天城町一般会計予算補正（第3号）について、まず、ご説明いたします。

内容につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ3億1千432万2千円を追加し、予算総額を67億2千539万2千円に定めようとするものでございます。

その主な項目について説明いたします。

歳入につきましては、分担金及び負担金で5千210万円の増額、国庫支出金で1億3千218万8千円の増額、うち地方創生臨時交付金が1億1千978万4千円となっております。県支出金で1千666万6千円の増額、財産収入で5万3千円の増額、繰入金で1億3千881万2千円の増額、諸収入で99万7千円の減額、町債で2千450万円の減額となっております。

歳出につきましては、定期人事異動に伴う人件費の補正を含めまして、総務費で1億5千466万2千円の増額、民生費で1千115万2千円の減額、衛生費で17万7千円の増額、農林水産業費で2千708万5千円の増額、商工費で1億3千79万7千円の増額、土木費で4千322万8千円の減額、消防費で1千251万9千円の増額、教育費で7千146万2千円の増額、公債費で100万円の減額となっております。

地方創生臨時交付金を活用した主な事業といたしましては、総務費でふれあいデッキぷらご整備事業費855万円、民生費であんしん環境整備事業費363万円、農林水産業費で農業経営支援事業費1千520万5千円、商工費でプレミアム率を100%とした天城町商工業応援商品券事業費1億136万円、消防費で行政情報配信ポータルアプリ開発事業費960万円、教育費では学生等臨時支援金事業費750万円、ウイズコロナに対応した博物館展示改革事業費474万2千円などを計上しております。

また、新型コロナウイルス感染症対策基金を活用した事業としましては、社会教育総務費に新成人応援臨時支援金事業補助800万円を計上しております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、議案第46号、令和3年度天城町国民健康保険事業特別会計予算補正（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算に3万5千円を追加し、予算総額を9億7千244万2千円に定めようとするものでございます。

歳入につきましては、県支出金で3万5千円の増額でございます。

歳出につきましては、保健事業費で3万5千円の増額でございます。

ご審議のほどよろしく願いします。

議案第47号、令和3年度天城町介護保険事業特別会計予算補正（第1号）につ

いて、その提案理由のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算はそれぞれ増減はなく、歳入予算財源の組替えでございます。

保険料で1千191万7千円の減額、支払基金交付金で2千438万9千円の増額、国庫支出金で2千133万2千円の減額、繰入金で886万1千円の増額でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第48号、令和3年度天城町徳之島ダム小水力発電特別会計予算補正（第1号）について、その提案理由のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算にそれぞれ15万円を追加し、予算総額を4千539万3千円に定めようとするものでございます。

歳入につきましては、繰入金で15万円の増額となっております。

歳出につきましては、徳之島ダム管理事業費で15万円の増額となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（武田 正光議員）

これから質疑を行います。各会計名とページ数を述べてから質疑をしていただきますようお願いを申し上げます。

これより質疑を行います。

○7番（久田 高志議員）

各予算の審議に入る前に、町長に一つお尋ねしてみたいと思います。

この今回の補正に当たり、何か約束したことをお忘れではないでしょうか。

○町長（森田 弘光君）

お答えいたします。

当初予算の編成の中で議論がありました。いわゆる空港バイパス線という、その町道、まあ、町道といいますか、道路を開設したいということの中で、全員協議会を含め議論があったところでもあります。そういう中で、全員協議会の中で、私のほうから、この事業を推進していく中においては、いわゆる条件といいますか、環境が整うまで執行しない、そして、環境が整わないという中で、またそういうことが分かれば、6月議会でも9月議会でも私は予算を減額していきたい、また、その事業をもし執行するといった場合には、14名の議員の皆さん方にもその全員協議会の中でお話ししましたように、しっかりと議会の中で説明をし、それを執行していくということをお話ししたかというように私は認識しております。

○7番（久田 高志議員）

町長、全員協議会でもないんですね、議場のこの議事録の中に6月の記述が入っております、9月の9は入ってもいません。そこでしっかりと処置をするという答

弁も議事録の中に残っております。

昨日来、言っているのが、適当な答弁や議会軽視と取れるような発言を控えてくださいと、そういうことですよ。しっかりと補正で落とすこと、そして、このときの議事録に残すためにしっかりと確認をしてあります。辺地計画の見直しも行うこと、この両方は町長約束されているんですよ、この議場の中で。もし、あれでしたら、3月の議事録読んでみてください、301ページ、2ページかに載ってますので、一度確認して答弁をしてください。

○町長（森田 弘光君）

その3月議会の中で、それに先立ちまして全員協議会の中でいろいろ議論がされたというように私は考えております。そういう中でしっかりと条件、そしてまた環境が整うまでは執行しない、そして、それについては補正で減額する、そういったことは約束しております。

○7番（久田 高志議員）

6月議会で1回処置すると議事録に残っております、町長。

財政課長も隣で補佐しているわけですから、聞いてるわけですから、しっかりと対応していただかないと困るんです。そこを条件に議会の開会時間も遅れて、全員協議会を開いてようやく開会をして、この6月落とすということを条件に我々は3月議会の議案を承諾してるわけですよ。それを今度、6月とか9月とか、そんな、町長ですよ、うやむやな答弁じゃ、私は駄目だと思うんですけど。じゃあ、この議場でうそをついたということによろしいですか。

○町長（森田 弘光君）

はい、そのような、まあ、結果として、その3月議会でその答弁したことと内容が相反する、そういったことを、今、指摘されているわけでありまして、私の中では、それを執行する、しないというものについては、また議会の皆さん方にしっかりと説明をしていくということで私は認識をしております。

○7番（久田 高志議員）

3月議会では、じゃあ、うそをついたという認識でよろしいですね。

うそでないと言うのであれば先ほども6月、9月と言葉も出ました9月議会では補正で落としていただけるのか、その辺地計画の見直しもちゃんとしていただけるのか、もう一度お約束をしていただきたいと思います。

○町長（森田 弘光君）

基本的に私は、いろんなそういうことを話はしておるわけでありまして。ただ、私の中では、あの路線、まあ、今度開設しようとする路線については、これからの天城町の振興の中では必要な路線であるという認識は変わっておりません。そういう

中で、なかなか、向こうは鹿児島県の土地でもあります、土地もかかります。それから、また一部個人の土地もかかってきます。そういったことなどいろんな錯綜したこともあります、そういう中で条件が整わないという判断した場合には、また9月議会でまた議会の皆さん方には説明し、また落とす、また、ぜひこのまま予算の中には計上させていただきたいというようなまたお願い、そういったこともしていきたいというふうに考えております。

○7番（久田 高志議員）

先日の大雨のときにも空港はかなり危険な状況になっております。そう簡単に条件が整うとは思いません。3月時点で否決をしてもよかったんですか。それを避けるために、午前中時間費やして全員協議会を開き、町長がいつも、そういう、はぐらかすようなこと言うから、議場でしっかりと議事録に残したいということで、入ってやっているんですよ。虚偽答弁ですよ、また。

この議場では、話したことは全部何か適当なんですか、何回も言わさんでくださいよ。3月議会のやつ、もう一度議事録をしっかりと読み直してください。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（吉村 元光議員）

2点ほど質問させてください。

まず、33ページ、学生等臨時支援金対策事業補助、この件につきましては、一般質問の中でも昨年と同様の内容ということで、課長さんから説明を受けているんですけども、再度周知させるためにその内容等の説明をお願いします。

それと、コロナ等に関して休学している学生さんがいた場合、これは該当になるのかどうか、こちらをお願いしたいと思います。

次に、35ページ、新成人応援臨時支援金事業補助、これにつきましてはの内容と、そしてこの事業の財源がコロナ基金から出しているようなんですけども、これにつきましては、支援する場合は、本人にその基金の内容が分かるような説明等をしたいと思いますが。

この2点につきまして説明をお願いします。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

学生等臨時支援金です。昨年度も実施させていただきまして、また今年度も実施をさせていただきたいと思います。この広報につきましては、町ホームページ、また島内にある高校等への周知、そしてA Y Tでの広報等を予定しています。

子供たちは今、ネット上でいろいろと情報を共有できるような環境を整えていけ

たらと考えております。

休学等につきましては、私のほう、再度調べさせていただきまして、また後日お答えをさせていただきたいと思っております。

○3番（吉村 元光議員）

今の件なんですけれども、休学等に対してその判断がつかましたら、またホームページ等にでも載せて説明が必要と思っておりますので、お願いをしたいと思います。

次に、社会教育のほう、お願いします。

○社会教育課長（和田 智磯君）

お答えいたします。

新成人応援臨時支援金ということですが、今年度1月2日、5月2日と成人式を新型コロナウイルス感染症のために延期して5月2日に計画したんですが、感染症が治まらず、やむを得ず中止ということになりました。

新成人の皆さんすごく、徳之島に帰ってきて一緒に二十歳を祝う、とても楽しみにしていました。また、そういう中で、非常に残念ではありますが、中止になったことについては非常に残念であり、申し訳なく思っております。

また、いろいろ保護者の方とお話をしましたら、いろいろと、キャンセル料だとか、そういったものがあります、どうにかならないでしょうかとか、そういった相談が多数あります。そういった中で考えた中で、今、新型コロナの中、いろいろ、アルバイトもないとか、収入がないとか、いろんなものが、問題があります。少しでもこの新成人の子供たちに何か応援ができないか、町としても何かできないかということで、この支援金を組まさせていただいております。目的といたしましては、多額の経済的負担を強いられた対象者の経済的負担を軽減するとともに、将来の天城町を担うこの新成人の今後の活躍、応援、支援をしたいということで、これを今回上げさせていただいております。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（吉村 元光議員）

この事業も迅速な執行をお願いしたいと思います。新成人、そして保護者の皆さんも非常に待ち望んでいるというか、そういうことだと思いますので、お願いしたいと思います。

それと、コロナ対策基金が今回800万繰入をしまして執行しておりますが、残りは幾らぐらいあるんでしょうか。そして、アフターコロナにも、あと半年ぐらいになるとそういう時期に入ってくると思うんですが、それまでにまた必要な事業を計画してほしいと思うんですが、財政課長、お願いします。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策基金ということで、今回3号補正で800万取崩しを行っております。その後の基金残高としましては、481万2千円ということになります。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑ありますか。

○10番（松山 善太郎議員）

話を蒸し返すわけではありませんが、町長、昨日から口酸っぱく申し上げておりますが、やはり議場の中で発言したのは結構重たいんですね。全協で貴方はそうやった、思いがあったと、頭の中たたき割って見るわけにはいきませんからね。

「私は、そういう思いがあった」だなんて言わないで、発言したその要旨、文書に残っている、会議録に残っているのに沿って話をしないと、そのときはそう言ったけど、頭の中ではこういった考えもあったとか、そういった、訳の分からんこと言ってもらっちゃ困りますよ。

私らだって、こう言いながら、あっ、昔は友達だったのになとか、あっ、これ以上言ったらいけないかなとか思ってるかも分かりませんがね。そういうこと言ってもどうしようもありませんがね、発言したのは会議録にちゃんと文書に残ってるわけだから。

ですから、約束でしょう、その6月の補正で落とすというのは。それはそう言ったけど頭の中ではこういった思いもあったとか、そういった、訳の分からん発言はやめていただきたい、今後一切。ここで言うのは事実だけ。そのときそう言ったけど、頭の中にこんなに思ってた、なんて、そんな、訳の分からんこと言ってもらっちゃ困りますよ。コロナがいっぱいあるから、むげに反対もできませんしね、困ったもんです、本当に。

1点だけしか見てませんが、8ページ、歳入です。

国庫補助金、地方創生臨時交付金があります。これも、何回も相談をしました。議会とも相談をして使うようにしますと、いつ頃やるのと、補正ですのと、臨時議会ですのと、定例ですのと、何回も誰かも聞いております。一言の相談もなく、1億1千900万ですかね、金額はもうかなり早めに分かっておりました。今回、全部適当にこう割り振ってあります。地方創生臨時交付金、これは頭に何かついてるんじゃないですか、これが正式な名称ですか、歳入の項目。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

その頭のほうに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということでございます。

○10番（松山 善太郎議員）

お聞きのとおりであります。このお金は、新型コロナに対応するために使いなさいというお金です。そのとおりになってますかね。ここに充当事業一覧表というのがあります。これ、全部それに該当してますか、コロナ対応に。

まず、100%対応するのか説明してください。何と何と何は、誰が見ても該当するなというの。怪しいのがかなりあるんじゃないですか、この中には。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

事前に皆様にも一覧表を配付しております。

まず、1番目のふれあいデッキふらぎ整備ですが、これは庁舎内の池へ、ウッド、木製のデッキを、木製の板を張ってデッキ化するという事業であります。これにつきましては、コロナ禍ということで、来庁される方々が室内で待機される方もいらっしゃるということで、その、庁舎内の池の部分をフロア化して密を避けるという考えで計上させていただいております。

2番目につきましては、あんしん環境整備、これは保育園、また幼稚園等の空気清浄機ですので該当いたしております。

3番目の水道事業については、これについては、申し訳ございません、計画の策定に係る経費ということでございます。

農政課につきましては、実エンドウですとかバレイショの消毒助成、こういったものであります。コロナ禍において、これ、全国的な感じですが、農業分野にも影響が及んでいるということで計上させていただきました。

次の5番目の農産加工施設の衛生環境整備ですが、これは加工センターに、今現在、その、作業する調理場については空調機器ございませんが、その空調のクーラーを導入したいということと、併せてボイラーの更新ということであります。

6番目については宿泊施設、業者の方が大変困ってらっしゃるということで、今回もこれ2弾目になるんですが、1室1万円の補助をしていくということです。

7番目の地元泊まる町泊プレミアム宿泊券事業につきましては、先ほどの宿泊施設になかなか宿泊客がないということで、島内の方々、これ、他町も含めて泊まっていたきたいということで、2千円で7千円分の宿泊が利用できるということとあります。

8番目につきましては、前回行いました「むーるしきばらーでい商品券」の第2弾ということであります。

9番目の行政情報配信ポータルアプリ構築事業、これについては速やかに災害等こういった情報を流せるアプリを作成していくということで、これもなかなか集まってできない、集まっているんなことができない中で、そういったポータルアプリを構築していきたいということです。

10番目については、学校給食産地の推進ということで、昨年も牛食ということで牛肉の学校給食提供を行ったわけですが、その第2弾ということです。

11番目につきましては、先ほどの学生等の支援金事業ということで、5万円の支援金ということです。

12番目は、文化芸術推進施設整備事業ということで、今、天小と天中の吹奏楽部がなかなか室内で演奏ができないということで、今回その2つの小中学校の音楽室にクーラーを整備するという事です。

13番目につきましては、修学旅行のキャンセルの手数料ということであります。

14番目につきましては、図書館のパワーアップ事業ということで、本の購入であったり、また図書通帳機械、こういったものを整備していきたいと思っております。

15番目につきましては、ユイ館のウイズコロナに対応した博物館展示改革事業といたしまして、向こうにWiFi環境を整備いたしまして、それをスマートフォンなりで検索して情報を得るということであります。

16番目海洋センターにつきましては、B&Gの奥にトレーニング室がございますが、そのクーラーの整備、また野球場の本部席においてもクーラーを整備していきたいということで、今回16事業を組み立てているところでございます。

○10番（松山 善太郎議員）

私が聞いたのは、この中で丸々100%、先ほど言いましたね、感染症対策臨時創生交付金です。感染症対策というのが頭についているんですよ。この中で丸々100%、あなたの考えでいいです、100%その事業に該当するというのは、まず、どれとどれですか。丸々、誰が見ても、コロナ対策になってるなと思える事業、聞いたことに答えて、それと、社会教育課長も、さっき吉村議員が聞いたのは、800万の財源はどこから出てるからというのもその新成人者にお知らせしてくださいねと言ったはずですよ。答弁してなかったような気がします。そこはもうそれでいいです。聞いてること、ちゃんと耳で聞いて理解して的確に答えてくださいよ。長々とだらだら言わないで。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

まず、100%事業に該当しているものということであります。2番目の事

業——番号で言ってよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者多し）2番目、あと5番目、6、7、8、11、12、13、15、16というのが100%かと思っております。あと残りにつきましては、やや、ちょっと100%ではないかなというふうに感じております。

○10番（松山 善太郎議員）

私もこれだけは見てきました。やはり気になりますからね。私が見た目では、私がチェックしたのは、6、7、8。宿泊業継続支援事業地元に泊まろう町泊、あと、もちろん商工業の応援、あと学生等臨時支援金。あのですね、天小、天中の音楽室にクーラーを入れる、図書館に本を買う、博物館というユイの館ですかね、そこにW i F iを設置して情報発信をする、海洋センターの野球場の本部ですか、トレーニング室にクーラーを入れる、これ、感染症とあんまり関係ないでしょう、逆にクーラーを入れたら閉め切るじゃないですか、換気をしなさいと言ってる、そこから開けて、何でクーラーを入れて閉め切るの。クーラー入れること自体がコロナとはほとんど関係ないんじゃないですかね。そういった意味不明なお金の使い方をするから、何回も口酸っぱく言っている、的確に使うために、一応私たちにも見せてくださいねと。いとまんみたいなことしないねと。船買った。いつの間になくなっていく。どっかにその施設を整備するのにお金がまた回ってる。そういった意味不明な使い方をしますからね。コロナ対策であれば100%コロナ対策に使いなさいよ。せこいよ、やってることが。ふだんからやりたいこと、あれもこれも要望があるところに継ぎはぎみたいにどんどん投げ込んでいく。そういったやり方はもう非常にずさんですよ。ずさんの上にせこい。事業なら事業、一般財源なら一般財源でやらざるを得ないと思えばやればいい。何でそのコロナ対策のお金をこんなのにどんどんつぎ込む。度し難い連中だわ。本当に。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質問ございませんか。

○3番（吉村 元光議員）

該当する質問箇所は29ページの宿泊業継続支援金でございますけれども、私、3月議会の一般質問の中で、宿泊業者そして飲食店、こういったところが非常に困窮しているということで、五、六軒ぐらい回ってみました。内情を知るために。非常に困っているということは、その一般質問の中でも皆さんに申し上げましたけれども。

まず、この内容をお聞かせいただけますか。宿泊業継続支援金、こういった形で、条件で支援をするのかということ。そして、おおよその件数ですか、そこらあたりを把握していればそこらあたりもお願いしたいと思います。

○商工水産観光課長（中 秀樹君）

お答えいたします。

今回、昨年度に続いて第2弾ということで、天城町宿泊業者の継続支援事業を今回計上させていただいております。

やはり、宿泊業者の皆さん、今、吉村議員のほうからもございました。今年もトリアスロンIN徳之島大会等が中止になっており、宿泊業者の方が困窮しているのは我々も周知をしております。

また、この事業第2弾ということで取り入れさせていただきましたが、昨年同様、宿泊人数に1万円を上乗せして事業継続支援をさせていただきたいと思っております。

保健所のほうに宿泊業者と申請をされている宿泊業者のみを我々のほうでデータをもらい、その方々の許可を頂いている人数分の計算をして、その分を今計上させていただいておりますが、この事業につきましても、今後、個別にまた宿泊業者の方に説明をしながら支援をしていきたいなというふうには思っております。

○3番（吉村 元光議員）

私は、地方創生臨時交付金というのは、一律に、個別に一律に支給金額を決めて支給せざるを得ないのかなと思って、そのためにはコロナウイルス基金ですか、こちらあたりも町独自の条件の下にそういう支援をしてほしいということで3月議会ではお願いしたところなんですけど、今の説明によりますと、何というんですか、保健所のほうに届け出ていた、予定といいますか、実績の人数に応じて、今回の支援金は決まるということでよろしいでしょうか。大きいところはそれなりの支援を受けられる、小さいところは受けられないということではよろしいでしょうか。

○商工水産観光課長（中 秀樹君）

お答えいたします。

ちょっと説明不足で申し訳ございませんでした。

今、第3弾の天城町商工業の応援商品等のまた今支援を15万円をしておりますが、宿泊業者の方は、この第3弾の支援の中には、ちょっと該当、今、入れておりません。というのも、この第2弾で支援をしていきたいという思いがあります。

先ほど、保健所のほうに届出をしている人数が、こちらのほうで把握できておりますので、やはり、その宿泊のエリア、100名程度の宿泊を見込んでいるところについては100万とかいうふうになってきますし、小さいところについては5名程度のところもデータの中にはありますので、そこも我々と、また宿泊業者のほうと協議をしながら支援をしていきたいというふうには思っております。

○3番（吉村 元光議員）

小さいところと、大小宿泊所もあるんですけども、困っているところに一律に少ない金額を支援しても支援になって効果は出ないと思うんです。ですから、今、おっしゃったように、そういう条件等をいろいろ検討して、その地方創生臨時交付金に該当しない場合は、またコロナ対策基金とか、そういった一般財源的なものをもって支援して、今後、町行事に協力していただける、そういった宿泊所を育成するためにも、そういうふうに早急に対策をして支援をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（武田 正光議員）

ほかに質疑ありますか。

○4番（奥 好生議員）

1つだけお尋ねします。

この地方創生臨時交付金の充当事業の中に、地元泊まろう町泊天城町プレミアム宿泊券事業費というのがございます。この事業、大変すばらしい事業だと思うんですけども、1つお尋ねします。これを活用するのは今町内に住んでいる方も利用できるのでしょうか。あと、もしできるとすれば、幾らぐらいの補助がする予定なのかお尋ねします。

○商工水産観光課長（中 秀樹君）

お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、今回、第3号補正で地元泊まろう町泊天城町プレミアム宿泊券というのを計画をさせていただきました。

先ほど、福課長のほうからも説明がございましたが、2千円で7千円分の宿泊券を購入でき、今のところ、我々の中で、要綱等今から作成するんですが、1人2セットを販売したいなというふうに思っております。

やはり、世界自然遺産登録を見据え、先ほど、吉村議員のほうからもありましたが、コロナ禍の中、今後、多くの方が来年、再来年等、島内に入り込み客の方が入ってくると思いますが、やはり、今年7月、8月、9月等、私もトライアスロンIN徳之島大会で宿泊業者のほうにちょっと確認を取ったら、やはり8月等の予約が今のところゼロというふうにも伺っております。9月、10月ですね、一部仕事の関係で予約は取っているということなんですが、外からの入り込みが見込めないこのご時世の中、町内の方々、今のところ島内の伊仙町、徳之島町の方にもこれを販売をして、地元の業者さんの継続支援をして、手助けをしていただきたいなというふうには思っているところであります。また、今後、いろんな方のご意見を伺いながら、この事業は展開をしていきたいと思っております。（「販売の事はいいんで

すけれども、利用する対象者のことを聞いているんですよ」と呼ぶ者多し)

○商工水産観光課長（中 秀樹君）

利用する方々は町内の方々と今のところ計画はしているところでありますが、やはり、私としては、町内の方々もですが、やはりバンガローを今使用されている夏休み時期とか、バンガローを使用されている方々は、結構、伊仙町、徳之島町の方もいらっしゃいますので、また今後、皆さんと協議をすることになります。できれば島内の方でも、販売をして、この商品券を使っていたらいいという思いはございます。

○4番（奥 好生議員）

これは、いわゆるコロナ対策ですので、町で造っている宿泊所、バンガローとか、そういうのは対象外にして、地元の宿泊事業をしている企業者に対して町内の方も利用できるような形で要綱、要領なりを作っていただきたいと思います。

○商工水産観光課長（中 秀樹君）

すみません。申し訳ございません。先ほど、吉村議員のほうにも説明をいたしました。保健所のほうからリスト頂いております。その中には、バンガローと農業センターの宿泊所も入っておりますが、この宿泊券については、その2つについては除外にさせていただいており、その中で、ちょっと、今から作っていく予定にはしておりますが、大変申し訳ございませんでした。

○議長（武田 正光議員）

ほかに。

○11番（前田 芳作議員）

今、先ほど、松山議員からあったように、コロナ対策100%関わりのある予算、そうでない予算がありますから、すぐ、可決すれば執行するんじゃなくて、再度、もう少し見直しをするところはきちんとやっていただきたいんですが、企画課長、どうですか。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

この事業、県への提出が7月ということになっております。

我々としては、先ほどの宿泊業の支援、またプレミアム商品券、こういったものを早い段階で展開したいということで、今回の6月の補正計上ということになりました。

また、今後、県への提出後、審査等もございますので、そういった状況の中で、もしかしたら、この中の幾つかの事業がちょっと該当しませんということになる可能性もございます。そういったところを見極めながら予算の執行をしていき、また、

変更等になれば、また次の議会等で中身の内容等の変更を行っていきたいというふうに考えております。

○11番（前田 芳作議員）

これは、お隣の町もこういうことで議論がありますね。コロナの事業でバスを買うとか車を買うとかね。そういう議論があったんですよ。やっぱり見合わないやつを議会のほうも、これ、注視をしていますので、もう少し精査をして、予算の執行、きちんと、県からもあるでしょうが、我が町でももう少し詰めてやっていただきたいと思います。（「議長、休憩お願いします」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

しばらく休憩します。11時40分に再開します。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時40分

○議長（武田 正光議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一括上程いたしました議案第45号から48号まで質疑ございますか。

○10番（松山 善太郎議員）

どっちだ、名目だけで聞くのもちょっと気を遣うんですが、もともとあった地方創生臨時交付金は、今どうなっていますかね。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

令和2年度におきましては40事業、事業を展開してきました。そのうち12事業は令和3年度へ繰越ということで、今、令和2年度の臨時交付金事業も繰越た形で、今展開しているところでございます。

○10番（松山 善太郎議員）

金額の大きいのも二つ、三つ教えてもらえますか。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

今回、議会が開会直後、繰越計算書の報告をさせていただきました。その中で、その繰越計算書の中で財源のところですが、既収入特定財源というところに国庫補助金等が入っている事業が繰越となっております。大きいもので言いますと、ステイホームのごみとかやっちゃえ！いとうまん！6次産業化、とあと、商工業の緊急支援事業も繰越です。あと、教育委員会のほうで学習保障支援事業ですとか、そのような事業が今、繰越しで展開されているところです。

○10番（松山 善太郎議員）

この地方創生臨時というのは、もともとの地方創生臨時、まち・ひと・しごとでやっている、地方臨時交付金、これはこれ、私が聞いているのは、もともと地方創生事業があったでしょ、国が1兆円ずっと毎年組んでいるやつ、石破茂さんが大臣で始めたの、まち・ひと・しごと何とかという冊子を作りましたがね、あの事業は今どうなっているのと聞いているの。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

申し訳ございませんでした。地方創生推進交付金事業であります。これについては令和2年度も移住・定住がらみで使いました。令和3年度においても移住・定住の事業で小さい金額、200万か300万の事業でございますが、それも1事業展開しております。

○10番（松山 善太郎議員）

補正とは関係ないのでちょっと気を使いながらですが、もともとあなたが農政課のときにあそこの改修しましたよね、建設課で道路、ギンネムか、あれをやるために機械を買ったりいろいろやりましたね。今、袴課長も向こうでやったんじゃないですか、クロスカントリー辺りで。その当時は何千万単位でやっていましたがね、あれはどうなってるかと聞いていますので、その事業を忘れていないんじゃないのと思っているの、僕は。忘れていないんじゃないのと、こういうのが、こういうほうが使い勝手のいいやつがあるから面倒なことしていないんじゃないのとひょっとしたら、ずっと気になっているのよ、だからそのもともとの地方創生事業もやってくださいよ。それも、そのお金も100%だがね。だから今まで何千万とやっていたのに、最近見えないから気にはなっていたんです。後で、それはそういった文書が来ているはずですので、地方創生事業やりなさいというのが、だからそういったのを今見逃しているんじゃないかなという気がするんですけどね。

○企画財政課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

おっしゃるとおりです。地方創生推進事業というのがございます。これは毎年次年度の事業要望がありまして、各課に照会して展開できる事業はないかを調査してやってきております。その中で先ほども言いましたが、令和2年度も1事業を展開しました。今年も1事業、今展開しております。今後そのような事業も積極的に申請して行って、これはまち・ひと・しごとがらみの事業でございますので、そういった課題解決に向けた取組をしていきたいと思っております。

○9番（上岡 義茂議員）

29ページのあまぎ自然と伝統文化体験館事業費の補正で330万の説明と、

32ページ、目の4防災センター運営管理費の修繕料50万組まれています、その説明をお願いします。

○商工水産観光課長（中 秀樹君）

お答えいたします。

あまぎ自然と伝統文化体験館整備事業の中に、開発申請業務委託ということで330万今回計上させていただきました。今、計画をしている地区が都市計画区域内ということで3千m²以上の開発申請のものについては、この開発申請の業務委託で申請が必要ということで今回計上させていただいて、また補助対象ということとなっております。当初に置かれましては建築面積が体験館のほうについても3千m²ありませんでした。コンサル、今、実施設計業務委託をしているコンサルのほうで、県の建築課のほうと協議を進めているところではありますが、やはりあそこの町有地の部分、国有地から払下げを受けた町有地の部分、全体にやはり動線等もある駐車場等も今後整備をしていくということで、全体を網羅した開発申請が必要だというふうに指導を仰ぎましたので、今回計上させていただいております。

○9番（上岡 義茂議員）

事業の進め方において、前後するのが見えるのですよね。払下げする前にあそこに建物を造るという計画を立ててみたり、物事をしてからこういうものが出てきたり、そしてあそこはボーリング調査も行っているみたいですが、その結果等わかります。出てきています。

○商工水産観光課長（中 秀樹君）

お答えいたします。

ボーリング調査、実施をさせていただいておりますが、今その最終の調整をしているということで今後また報告がありますので、またその中で協議をしていきたいと思っております。

○総務課長（袴 清次郎君）

それでは、防災センター運営管理費の中の修繕料についてご説明いたします。

防災センター1階、2階ホールのエアコンの室外機の基盤のほうに異常が出ておりまして、今すぐ使用できないという状況ではありません。点検をした結果、取替が必要であるという報告書が参りました。その基盤の取替えの修繕料でございます。

○9番（上岡 義茂議員）

一般質問等でもありましたように、雨漏りの対応はどうなっています。

○建設課長（宮山 浩君）

雨漏りにつきましては、B工区請負業者の下請業者、防水施工した業者が原因究明に当たっておりまして、原因のちゃんとした究明ができましたら、それを補修す

ると。B工区業者が原因でないということが分かればA工区業者、またそのコンクリを打った業者等にもう一回見てもらうようになっていますが、本日も今その下請業者が現地のほうで調査に入っております。

○9番（上岡 義茂議員）

その業者、請負業者の保証期間はあります。

○建設課長（宮山 浩君）

10年保証を頂いております。

○11番（前田 芳作議員）

しょっぱな、久田議員からもありましたが、6月で落とすという約束事があったわけですから、9月にはしっかりと条件はこの二、三か月では整えないと思います、空港線は。約1年ぐらいかかるのか、県がやはり大きめの水路をつけたりそういう条件が整わないとなかなかそれも厳しいと思いますので、そこら辺町長どのようにお考えですか。

○町長（森田 弘光君）

久田議員、そしてまた松山議員から、やはり議場での発言、議論というものについては、やっぱりしっかりと責任を持ってということであります。当然でございます。

そういう中で今、前田議員からお話のように、しばらくはいろんな環境、条件というのが整うまでは時間かかるかなというのは私も認識しております。そういう中で森田の言うことは信用できないということになってしまうかも知れませんが、また9月議会の中でそういった中で、予算の減額含めてそういったことについては対応させていただければというふうに思います。申し訳ありません。

○11番（前田 芳作議員）

いろいろ議論があったわけですが、今、先ほど松山議員からありました、いろんな事業があるわけですね。今、コロナ禍で対応すべきその予算、それから今地方創生のいろんなまた方向づけができる予算がありますから、そこら辺にもやっぱり一つのコロナのこの予算だけをこの補助金に対してだけ目を向けるんじゃなくて、全体に目を向けて、これはこの予算を取ったほうがいい、これを取ったほうがいいというのがあると思うのです。そういったものをもう少し目配りをして予算を計上していただきたいと思います。

○13番（平山 栄助議員）

細かいことまで言いたくないんですが、29ページの目のところも飛んでいますよね。この中の不動産鑑定委託の35万、28ページの組替なのかわかりませんが、それと29ページの節の19天城町商工業応援商品券事業補助の助も切れています

よね。この中身もう少し詳しく。

○商工水産観光課長（中 秀樹君）

お答えいたします。

小さな拠点づくり形成事業費の当初予算には計上させていただきましたが、組替えになります。役務費の手数料のところ計上させていただいておりましたが、12の委託費の不動産鑑定委託ということで組替えになります。よろしくお願いたします。当部の茶処あがりまたになります。

次ですね、天城町商工業応援商品券事業費ということで、第2弾になりますが、むーるしきばらーでい商品券の事業を第2弾ということで、計上させていただいております。

内容につきましては、第1弾について、千円の商品券をしておりましたが、各方面、いろんな方からの御意見を頂いて、500円券をしてはどうですかという意見もありましたので、今回500円の商品券をセットで20枚なので、1万円分で1万セットを今のところ計上を予定しております。

商工会の会員商品券が6千円分、共通券が4千円分というふうに今のところ計画をしております。

○13番（平山 栄助議員）

その当部のあがりまたということですが、その家を購入するんですか、内容は。鑑定入れるわけですよね、あがりまたを。その家屋を購入するのちょっと内容がよくわかりませんが。

○商工水産観光課長（中 秀樹君）

お答えいたします。

やはり将来的にはその家をできれば購入したいという思いがあって、今回その鑑定委託ということで組替えにはなりますが計上させていただいております。将来的にこの調査をした内容を基に、また、家主さんのほうと協議できたらなと思っております。

○13番（平山 栄助議員）

これは監査の立場からずっと言い続けたことなんで、結構だと思いますよ。なるべくその人が生存されている段階で物事進めていかないと、仮にここ短期間でいろんな問題が起こった場合、やっぱり子供同士というのはなかなか折り合いがつかないところがいっぱいあるんですよ。ですので、いろいろ総務課長が直接その方と携わってきましたので、やっぱりそういったのは解決進めたほうがいいと思っておりますので、ぜひ早めに取り組んでいただきたいなと思っております。

○8番（秋田 浩平議員）

1点だけ、30ページの橋梁補修事業費。何で3月に予算組んで6月に急にまたこんだけ落とすのかなと、ここがどうも疑問になるもので説明をお願いします。

○建設課長（宮山 浩君）

説明します。

当初予算では11月、12月に提出した概算要望に基づいて当初予算を組みます。その際、5千700万ぐらいの事業費で国費3千990万ぐらいの予定で県を通じて国に本要望を出してございましたが、3月末の内示時点で国費で2千730万円減額された内示が来ております。この内容は調査設計業務で3橋、3つの橋をやりたいということで本要望を出していたんですが、この橋梁事業にその該当、今年度から、そのレベル1、2、3、4と4が一番悪いんですが、レベル2の橋を調査設計したいということで本要望出していたんですけども、レベル2はこの事業で今後はできないということになりまして、その分の調査設計費は今回の国費の内示がもらえなかったということです。それで落としてあります。

○議長（武田 正光議員）

ここで休憩します。午後1時に再開します。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（武田 正光議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

初めに、議席番号6番、大吉皓一郎より欠席届が提出されました。本日午後1時から午後2時30分までということでございますけれども、例の新型コロナウイルスの予防接種があるということでございます。ご報告をいたしておきます。午後2時30分までということですが、終わり次第、また出席をするということのようでございます。ご報告しておきます。

それでは、午前中に引き続き質疑を行います。

一括上程しました議案45号から48号ですか、これについて質疑がございましたら挙手して。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしでよろしいですね。質疑なしと認めます。

これから議案第45号、令和3年度天城町一般会計予算補正（第3号）について、討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから議案第45号、令和3年度天城町一般会計予算補正（第3号）について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第46号、令和3年度天城町国民健康保険事業特別会計予算補正（第1号）について、討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第46号、令和3年度天城町国民健康保険事業特別会計予算補正（第1号）について、採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第47号、令和3年度天城町介護保険事業特別会計予算補正（第1号）について、討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第47号、令和3年度天城町介護保険事業特別会計予算補正（第1号）について、採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第48号、令和3年度天城町徳之島ダム小水力発電特別会計予算補正（第1号）について、討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これより、議案第48号、令和3年度天城町徳之島ダム小水力発電特別会計予算補正（第1号）について、採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 議案第49号 令和3年度天城町水道事業会計補正予算
（第1号）について

○議長（武田 正光議員）

日程第15、議案第49号、令和3年度天城町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、議案第49号、令和3年度天城町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明をいたします。

水道事業費を273万9千円を減額し、予算総額を2億872万6千円に定めようとするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武田 正光議員）

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

討論なしと認めます。

これから、議案第49号、令和3年度天城町水道事業会計補正予算(第1号)について、採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(武田 正光議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 陳情第5号 ゆたかな学び実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長(武田 正光議員)

日程第16、陳情第5号、ゆたかな学び実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。

これより委員長の報告に入ります。

総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

昇健児君。

○総務文教厚生常任委員長(昇 健児議員)

ただいま議題となりました陳情第5号、ゆたかな学び実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、総務文教厚生常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告いたします。

当委員会は、6月17日全員出席のもと委員会を開催し、付託を受けました陳情第5号の審査を行いました。

審査過程で、陳情の趣旨、理由はいずれも本町の将来を担う児童・生徒に必要な問題であり、賛同し、採択すべきではとの意見が多数を占めました。

採決の結果、賛成全員で、この陳情第5号は採択すべきものと決定しました。

以上で、陳情第5号の審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（武田 正光議員）

これから、陳情第5号、ゆたかな学び実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから、陳情第5号、ゆたかな学び実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、採決します。

お諮りします。

委員長の報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

△ 日程第17 発議第1号 天城町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（武田 正光議員）

日程第17、発議第1号、天城町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

この件について、提案理由の説明を求めます。

○13番（平山 栄助議員）

発議第1号、提案の理由を申し上げます。

「標準」町村議会会議規則の一部改正に伴い、天城町議会会議規則の一部改正を行うものです。

内容につきましては、議員活動と家族生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から、出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものである。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名または記名押印に改めるものである。

ご審議の上、議決のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（武田 正光議員）

これより質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

討論なしと認めます。

これから、発議第1号、天城町議会会議規則の一部を改正する規則について、採決します。

お諮りします。

本案は、現案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について

○議長（武田 正光議員）

日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△ 日程第19 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について

○議長（武田 正光議員）

日程第19、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（武田 正光議員）

異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

△ 日程第20 議長の辞職について

○議長（武田 正光議員）

日程第20、議長の辞職についてを議題とします。

この議題は、私一身上に関することですので、地方自治法第117条の規定によって、除斥となります。副議長に議長の職をお願いします。副議長、よろしく。

今、大吉議員が予防接種を済ませて戻ってまいりました。

（議長退席、副議長着席）

○副議長（平山 栄助議員）

こんにちは。それでは、議事の都合により、副議長である私が議長の職務を執らせていただきます。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

令和3年5月14日、武田正光議長から議長の辞職願が提出されました。

辞職願を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（柚木 洋佐君）

令和3年5月14日。天城町議会副議長平山栄助殿。住所、大島郡天城町浅間395番地13。氏名、天城町議会議長武田正光。

辞職願。

このたび、一身上の都合により、令和3年5月31日付で議長を辞職したいので、

許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副議長（平山 栄助議員）

お諮りします。

武田正光議員の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

久田議員。

○7番（久田 高志議員）

ただいま議長の辞職願が朗読されました。この件に関しては、日時、日付、提出日とも同一であります。議長の辞職願の案件は、前臨時会において審議未了のまま流会、いわゆる廃案となっていると思われまます。会期不継続の原則に従って、継続審議の議決がなされていないため、同一案件、同一辞職願は無効だと思われまます。

○副議長（平山 栄助議員）

この間行われました議会は流会になりましたよね。そして、日程を変更して本日の定例会で再度提案されていますので、私はこれは問題ないと思われまますけども。

○7番（久田 高志議員）

ちょっと確認してもらっていいですか。その辞職願に関しては、廃案となっているんですよ。廃案。新たな辞職願があれば、また、別だと思われまます。

○副議長（平山 栄助議員）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時16分

再開 午後 1時43分

○副議長（平山 栄助議員）

それでは、再度、議長の辞職願を事務局長に朗読させまます。

○議会事務局長（柚木 洋佐君）

それでは朗読します。

令和3年6月18日。天城町議会副議長平山栄助殿。大島郡天城町浅間395番地13。天城町議会議長武田正光。

辞職願。

このたび、一身上の都合により、令和3年6月18日付で議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副議長（平山 栄助議員）

お諮りします。

武田正光議員の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。（「異議なし」「起立」と呼ぶ者多し）異議ありませんか。

○4番（奥 好生議員）

議長、この採決につきましては、表決をより正確にし、議員の自由な判断で各議員が賛否を明らかにすることを求めて、無記名投票をお願いいたします。

○副議長（平山 栄助議員）

ほかに。

○11番（前田 芳作議員）

いろいろありますので、私も無記名投票でお願いしたいと思います。

○副議長（平山 栄助議員）

この採決は、天城町会議規則第82条第1項の規定による要求がありますので、会議規則第83条の規定により無記名による投票で行います。

投票の準備をいたしますので、しばらく休憩します。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時46分

○副議長（平山 栄助議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

これから、議長の辞職について無記名投票により採決をします。

執行部の皆さんは議場より退席願います。

（執行部退席）

○副議長（平山 栄助議員）

出入口を閉めます。

（議場を閉める）

○副議長（平山 栄助議員）

ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に昇健児君及び大吉皓一郎君を指名します。

これから、投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

議長の辞職に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

（投票用紙配布）

○副議長（平山 栄助議員）

投票用紙の配布漏れありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者多し)

○副議長(平山 栄助議員)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○副議長(平山 栄助議員)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票願います。

(事務局長点呼・議員投票)

○議会事務局長(柚木 洋佐君)

1番、平岡寛次議員、2番、喜入伊佐男議員、3番、吉村元光議員、4番、奥好生議員。5番、昇健児議員、6番、大吉皓一郎議員、7番、久田高志議員、8番、秋田浩平議員、9番、上岡義茂議員、10番、松山善太郎議員、11番、前田芳作議員、12番、柏井洋一議員。

○副議長(平山 栄助議員)

投票漏れはありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者多し)

○副議長(平山 栄助議員)

それでは、これから開票を行います。

昇健児君、大吉皓一郎君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○副議長(平山 栄助議員)

投票の結果を報告します。

投票総数12票。そのうち賛成6票、反対6票。

以上のおり、投票の結果、賛成、反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本件に対して裁決します。

議長の辞職の件については、議長は可決と裁決します。

議場の出入口を開きます。

(議場を開く)

○副議長(平山 栄助議員)

武田議員の除斥を解きます。

(武田議員入場・執行部入場)

○副議長(平山 栄助議員)

追加日程配付のため、しばらく休憩します。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○副議長(平山 栄助議員)

休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程についてお諮りします。

お手元に配付したとおり、追加日程第1、追加日程第2を追加したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○副議長(平山 栄助議員)

異議なしと認めます。よって、お手元の日程表のとおり、日程を追加することに決定しました。

△ 追加日程第1 議長の選挙について

○副議長(平山 栄助議員)

追加日程第1、議長の選挙についてを議題とします。

これから、議長の選挙を行います。

執行部の皆さんは議場より退席願います。

(執行部退席)

○副議長(平山 栄助議員)

それでは、議場の出入口を閉めます。

(議場を閉める)

○副議長(平山 栄助議員)

ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に久田高志君及び秋田浩平君を指名します。

これから投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

○副議長(平山 栄助議員)

念のために申し上げます。投票は単記無記名ですので、候補者の名前を書かれるように。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者多し)

○副議長(平山 栄助議員)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。久田議員、秋田議員。

(投票箱点検)

○副議長(平山 栄助議員)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順番に投票を願います。

(事務局長点呼・議員投票)

○議会議務局長(柚木 洋佐君)

1番、平岡寛次議員、2番、喜入伊佐男議員、3番、吉村元光議員、4番、奥好生議員、5番、昇健児議員、6番、大吉皓一郎議員、7番、久田高志議員、8番、秋田浩平議員、9番、上岡義茂議員、10番、松山善太郎議員、11番、前田芳作議員、12番、柏井洋一議員、14番、武田正光議員、13番、平山栄助議員。

○副議長(平山 栄助議員)

投票漏れはありませんか。

(「なし。」と呼ぶ者多し)

○副議長(平山 栄助議員)

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。久田高志君及び秋田浩平君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○副議長(平山 栄助議員)

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票9票、無効投票5票です。有効投票のうち、柏井洋一君8票、武田正光君1票。以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票となります。よって、柏井洋一議員が議長に当選しました。

議場の出入口を開きます。

(議場を開く・執行部入場)

○副議長（平山 栄助議員）

ただいま議長に当選されました柏木洋一議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

これより、承諾のご挨拶をお願いします。柏井洋一議員。

○12番（柏井 洋一議員）

ただいま議長という大役を仰せつかりました柏木でございます。ちょうど町制60周年という節目において、このような大役を拝命し、身の引き締まる思いでございます。精一杯尽力してまいる所存でございます。

私ごとでございますが、思い返せば平成10年の議員当選から22年5か月を数えるに至りました。この間、天城町の人口は7千300人から5千800人弱へと1千500人減少しております。

人は宝です。この人口減少という構造的問題にしっかりと向き合い、行政当局とともに天城町の振興にしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

また、昨年来より発生しております新型コロナウイルス感染症もいまだ収息の様相を見せません。どうか皆様におかれましても感染対策には十分留意され、日々を過ごしていただければと思います。

難局は続きますが、安心、安全な町づくりのために、皆様と一緒に、一丸となって乗り越えていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

○副議長（平山 栄助議員）

おめでとうございます。ご就任を心よりお祝い申し上げます。

ここで、新議長と交代いたします。

進行のご協力ありがとうございました。

（議長交代）

○議長（柏井 洋一議員）

ただいまから、議長の職務を執らせていただきます。

ご協力のほどよろしく願いいたします。

△ 追加日程第2 意見書第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）について

○議長（柏井 洋一議員）

追加日程第2、意見書第1号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）についてを議題とします。

この意見書（案）について、趣旨説明を求めます。

○5番（昇 健児議員）

意見書（案）第1号の趣旨説明。

意見書第1号は、各関係機関に提出するものです。

詳細につきましてはお手元に配付してありますので、ご審議のほどよろしくお願
いします。

○議長（柏井 洋一議員）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

討論なしと認めます。

これから、意見書第1号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に
係る意見書（案）について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（柏井 洋一議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本定例会で付された事件は全て終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和3年第2回天城町議会定例会を閉会します。お疲れさまでございました。

閉会 午後 2時16分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

天城町議会議長 柏井 洋一議員

天城町議会議員 吉村 元光議員

天城町議会議員 奥 好生議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

天城町議会議長

天城町議会議員

天城町議会議員